

令和 5 年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業 Q & A

1. 補助対象経費について

- Q 1 補助対象となるものは、どのようなものがあるか？
- A 1 要綱第 4 条に定める内容に当てはまる、デジタル環境整備、通信環境整備、コンサルティングに要する費用が補助対象となります。
- 原則、要綱第 4 条（1）アからウまで全ての実施が必要となります。ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器と一体的に活用する場合は、一部の導入について補助申請ができます。
- Q 2 Wi-Fi 環境の構築に必要な工事費用は対象となるか？
- A 2 通信環境整備となりますので、補助対象となります。ただし、要綱第 4 条（1）アの「センサーや通信機器を備えた見守り支援機器」やイの「施設内において情報共有を図る通信機器、介護業務支援のソフトウェア、タブレット端末等」の導入と一体的な整備であることが条件となります。
- Q 3 リース契約は対象となるか？
- A 3 補助対象となります。ただし、交付決定後に新たに契約を行ったもので、令和 6 年 3 月 1 日までに支払を完了した費用のみが対象となります。
- Q 4 クラウド型サービスの使用料（手数料）等のランニングコストは対象となるか？
- A 4 補助対象となります。ただし、交付決定後に新たに契約を行ったもので、令和 6 年 3 月 1 日までに支払を完了した費用のみが対象となります。
- Q 5 初期設定費用、既存システムの統合に係る費用は対象となるか？
- A 5 機器導入費用の一部とみなせるため、補助対象となります。
- Q 6 複数社にまたがるシステム・機器を一体的に活用するため、統合・連携作業の委託が別途必要になった場合、その経費は対象となるか？
- A 6 複数のシステム・機器の統合・連携を行う際に、ICT ソリューション提供事業者やコンサルティング会社とは別の事業者と契約を締結する必要がある場合などは、デジタル環境整備費用の一部として申請することが可能です。（申請の際には別紙 1 - 2 の 1 に記入してください。）
- Q 7 既に導入しているシステム等のバージョンアップは対象となるか？
- A 7 バージョンアップのみでは、要綱第 4 条（1）に定める要件に該当しないため、補助対象外です。ただし、バージョンアップを行うことで、見守り支援機器等と一体的に活用し、デジタル環境の整備を図ることができる場合は、補助申請が可能です。

令和 5 年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業 Q & A

Q 8 介護記録等に用いるため PC やデバイス端末を導入した場合、台数に制限はあるか？

A 8 PC については使用用途に関わらず、一律的に対象外です。

タブレットやスマートフォン等のデバイス端末については、デジタル環境整備を行ったユニットやフロアで勤務する介護職員数に対して、合理的な説明ができる台数であれば認められます。なお、職員ローテーション表等の根拠書類の提出を求めることがあります。

Q 9 導入する介護支援機器の価格に上限はあるか？

A 9 導入機器に価格制限はありません。ただし、業務改善計画において導入の妥当性や必要性が認められることが必要であり、一般的な市場価格と比較して著しく高額であると認められる場合は補助対象外となる可能性があります。

Q 1 0 要綱第 4 条（2）に定める「機器等の導入前後のコンサルティング費用」とは？

A 1 0 法人・事業所ごとの課題抽出、課題に相応する機器等の検討、デジタル環境整備にあたっての法人担当者や介護スタッフへの教育支援、システム導入範囲の決定、既存の複数系統システムの統合、ソリューション提供事業者から徴した複数見積りの審査など、各施設にとって最適なデジタル環境整備、総費用のコストダウンを図るために、導入を検討している ICT ソリューションの提供事業者ではない、第三者のコンサルティングを活用することができます。

コンサルティング費用については、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約したものが対象として認められます。

Q 1 1 コンサルティング会社と ICT ソリューション提供事業者は同一法人や関連法人であってもいいか？

A 1 1 第三者としての中立性を有するため、認められません。

なお、導入機器の提供事業者より受ける、機器導入前後の説明や支援に係る費用については、要綱第 4 条（1）のデジタル環境整備事業の経費として認められる場合がありますので、交付申請時には別紙 1 - 2 の 1 に記入してください。ただし、認められるのは交付決定以降に契約した費用のみとなります。

Q 1 2 補助対象となるものは、いつ契約をしたものか？

A 1 2 交付決定日の翌日以降に新たに契約したものを対象とします。

ただし、機器等の導入前のコンサルティングを活用する場合は、その経費に限り、契約日及び業務実施期間が令和 5 年 4 月 1 日以降のものを対象とします。

令和5年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業Q & A

Q13 補助対象となる経費は、いつまでに支払を終える必要があるか？

A13 令和6年3月1日までに、申請をする経費について支払を完了している必要があります。

Q14 補助対象外となる経費としては、どのようなものがあるか？

A14 インターネット回線使用料等の通信費や消費税部分は対象となりませんのでご注意ください。また、支払の際の振込手数料やクレジット会社に対する分割払い手数料等も対象外です。

2. 交付申請について

Q15 (社会福祉法人のみ) 申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。

A15 様式は特に問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、法人(事業所)における本事業導入の必要性等をご記入ください。

Q16 (社会福祉法人のみ) 申請書に記載の「事業計画書」とはどのようなものか。

A16 法人の事業計画書のことです。

Q17 申請書の添付書類で「主な事業を確認できる書類」は何を提出すればよいか。

A17 定款やパンフレット、HPを印刷したもの等をご提出ください。

Q18 申請書の添付書類である財産目録などはいつ時点のものを提出すればよいか。また、事業所単位のものでよいか。

A18 直近のもの、かつ法人としての書類をご提出ください。

Q19 添付書類である「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」はすべて提出する必要があるのか。

A19 法人として財産目録を作成していない場合、ご提出は不要です。「収支計算書」は「損益計算書」でも代用可です。

また、今年度高齢福祉課に対して類似の補助金等を申請しており、すでに上記添付書類を提出済みの場合は、改めてのご提出は不要です。既に提出済である旨と、何という名称の補助金であるかを提出の際にご申告ください。

Q20 変更の申請はいつ行えばよいか。

A20 変更する内容を実施する以前に、あらかじめ申請が必要です。最終期限は令和6年3月1日です。

令和5年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業Q & A

3. 実績報告について

Q2 1 交付決定後、機器等に変更が生じた場合に必要手続きはあるか？

A2 1 補助金の交付決定から実績報告の間に導入する機器等に変更があり、金額が変更となる場合は、実績報告の前に変更申請の手続きが必要です。様式等につきましては担当までご連絡ください。

Q2 2 補助事業完了は、いつの時点となるか？

A2 2 交付決定を受けた機器等の納品（設置、施工）、通信環境整備の施工、コンサルティング事業の全てが完了し、支払いも全て終えた時点となります。なお、実績報告時に必要となりますので、納品書（納品日、納品場所及び内訳のわかるもの）及び領収書を必ず徴取し、保管してください。

Q2 3 実績報告はいつまでに提出が必要か？

A2 3 補助事業完了後14日以内、遅くとも令和6年3月11日までに実績報告書を提出してください。

Q2 4 実績報告書の添付書類はどのようなものか。

A2 4 デジタル環境整備に係る契約書、納品書（納品日、納品場所及び内訳のわかるもの）、領収書の写しを添付してください。

Q2 5 導入した機器等について、実績報告後、引き続き報告が必要か？

A2 5 補助年度が終了し、実績報告書を提出いただいた以降についても、区より、デジタル環境の整備によって業務改善された実績をお聞きする場合や、現地視察を行わせていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。